

動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全試験省略要件ガイドライン 改正案について

平成30年4月27日
農林水産省消費・安全局

「動物用不活化ワクチンの対象動物バッチ安全試験省略要件ガイドライン改正案」について、平成28年6月29日から平成28年7月28日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリック・コメントを実施したところです。

募集期間中にお寄せいただいた2件の御意見について検討を行い、御意見の概要及び御意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめました。

また、御意見を踏まえて、公表した案の一部を修正した上で、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）の一部を改正することとしましたので、お知らせします。

なお、改正した通知は、農林水産省動物医薬品検査所のホームページ（http://www.maff.go.jp/nval/hourei_tuuti/index.html）に掲載することとしております。